

「香り緑茶」表示デザイン使用規程

（目的）

第1条 この規程は、香り緑茶の特徴を伝える表示デザイン（以下「表示デザイン」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

第2条 この規程において、香り緑茶とは、緑茶の香気発揚のため静岡県内で生産された生葉を用いて低温萎凋処理を行ったもので、静岡県内で製茶されたものを指す。

（担当部署）

第3条 表示デザインの使用に関する管理及び手続等の事務は、静岡県農林技術研究所茶業研究センターが当たるものとし、事務局は必要に応じて静岡県農林技術研究所茶業研究センターに使用状況について報告を求めることができるものとする。

（使用の範囲）

第4条 表示デザインは、原則として静岡県内の茶生産者、茶流通業者等で香り緑茶の販売を行う者（以下「香り緑茶販売者」という。）のみが、次の場合に表示デザインを使用することができるものとする。ただし、報道機関等が表示の紹介等を行う場合を除く。

- (1) 香り緑茶の容器包装等に表示する場合
- (2) 香り緑茶の宣伝広告用資材等に表示する場合
- (3) 香り緑茶販売者の事業所又は施設等において掲示する場合
- (4) 香り緑茶販売者のホームページ等に表示する場合

（使用の管理）

第5条 香り緑茶販売者は、表示デザインを使用するに当たって、情報が消費者等に正確に伝達されるよう、適切な管理を行うものとする。

（表示デザインの規格・表示）

第6条 表示デザインの規格は、別記規格のとおりとし、その著作権は香り高い静岡の緑茶推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属する。

(使 用 料)

第7条 表示デザインの使用料は、無料とする。

(使用の届出)

第8条 香り緑茶販売者は、表示デザインを使用するに当たり、別記様式により、事前に協議会事務局へ届け出るものとする。

なお、協議会は、表示デザインの使用状況について、必要に応じて香り緑茶販売者から報告を求めることができるものとする。

(使用の中止)

第9条 協議会長は、表示デザインの使用が適切でないと認めるときは、その使用を中止させることができるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表示デザインの使用に関して必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則 この規程は、平成29年9月15日から施行する。

(別記規格)

- 1 表サイズ：35×55mm/アイコンサイズ：左右7mmを下回らないようにする。
- 2 カラー・モノクロ共に、アイコンの色・形状の変更はしない。
- 3 アイコンのファイル形式は、ai、jpg、png から選択できる。

パターンA (カラー)

花の香り	
甘い香り	
渋み	
うまみ	

パターンA (モノクロ)

花の香り	
甘い香り	
渋み	
うまみ	

パターンB (カラー)

花の香り	
甘い香り	
渋み	
うまみ	

パターンB (モノクロ)

花の香り	
甘い香り	
渋み	
うまみ	

(別記様式)

「香り緑茶」表示デザイン使用届出書

平成 年 月 日

香り高い静岡の緑茶推進協議会 事務局 宛

- 「香り緑茶」表示デザイン使用規程第7条に基づき、表示デザインの使用を届け出ます。

使用 者 名	
住 所	〒
連 絡 先	電 話 : F A X :
担 当 者 名	
使 用 用 途	
使用開始時期	平成 年 月 日 ~

※ 使用者を經由して別の製造者又は販売者が使用する場合は、以下も記載すること。

使用 者 名	
住 所	〒
連 絡 先	電 話 : F A X :
担 当 者 名	
使用開始時期	平成 年 月 日 ~
販 売 場 所	

- 【実物、写真等、使用方法が分かるものを添付してください。】